

生活保護法改正の平成26年7月1日から

指定医療機関制度が変わります！

健康保険法と連動する更新制の導入

- 生活保護法による指定医療機関の指定の有効期間は、これまで無期限でしたが、法改正により、有効期間を6年間とする更新制に変わります
- 生活保護法による指定の有効期限は、健康保険法による指定の有効期限と同じとなります
- すでに生活保護法による指定を受けている医療機関であっても、平成27年6月30日までに改めて申請を行う必要があります（期間内に申請がないときは、指定が失効となります）
- 健康保険法による指定の有効期限を迎える6年ごとに更新申請を行う必要があります
 - ※次回更新の申請期限
 - 1. 健康保険法による指定の期限が平成27年7月1日以降の場合…健康保険法による指定の期限と同じ日
 - 2. 健康保険法による指定の期限が平成27年6月30日以前の場合…健康保険法による指定の期限から6年後の日
- 医療機関の開設者が個人の場合であって、開設者のみ又はその配偶者等のみが診療もしくは調剤に従事している場合、次回以降の更新は、健康保険法による指定の有効期限の6か月前から3か月前の間に指定の辞退等の申し出がない限り、更新の申請があったものとみなしますので、更新のための手続きは不要となります

※訪問看護事業者の
場合の申請期限

- 1. 介護保険法による指定を受けていない場合…平成32年6月30日
- 2. 介護保険法による指定を受けている場合
 - ①介護保険法による指定の期限が平成27年7月1日以降の場合…介護保険法による指定の期限と同じ日
 - ②介護保険法による指定の期限が平成27年6月30日以前の場合…介護保険法による指定の期限から6年後の日

指定要件と指定取消要件の明確化

- 1 指定できない場合
健康保険法に規定する保険医療機関または保険薬局でないとき
申請者または管理者が指定医療機関の指定を取り消されてから5年を経過しないもの など
- 2 指定しないことができる場合
生活保護受給者の医療について、重ねて指導を受けたものであるとき など
- 3 指定取消または指定の効力を停止することができる場合
健康保険法に規定する保険医療機関または保険薬局でなくなったとき
診療報酬の請求に不正があったとき / 不正な手段で指定を受けたとき など

不適切な事案等への対応の強化

- 1 過去の不正事案への対応
過去に開設者や管理者であった者等についても報告徴収等の対象になります
- 2 不正利得に対する徴収金
偽りその他不正な手段により診療報酬等を受けた場合は、返還金に加えて、40%以下の加算金を徴収されることがあります
- 3 指導体制の強化
本市が指定した指定医療機関に対して、緊急性があるときは国も指導等を実施できます